



# 次期北海道医療計画について



令和 5 年(2023年) 6 月12日(月) 保健福祉部地域医療推進局地域医療課

# 医師確保計画

概要

# 医療対策協議会で協議

- 医師確保計画の策定において基礎となる、地域ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価するための医師偏在指標について精緻化等を行う。
- 地域の実情に応じて安定した医師確保を行うため、地域枠等の恒久定員内への設置、寄付講座の設置、地域における子育て支援等を進める。

## 医師偏在指標の精緻化等

- 三師統計で用いる医師届出票において、「従たる従事 先」に記載された医療機関が主たる従事先と異なる医療圏 である場合、医師数を主たる従事先では0.8人、従たる従 事先では0.2人として医師偏在指標を算出する。
  - ※分娩取扱医師偏在指標及び小児科医師偏在指標も同様

ふりがな		電 話
名 称		代表電話 ( 一 一 )
所 在 地	〒	
勤務状況	12月1日~7日の勤務日数(日/週)(宿直・日直を除く) 0日 0.5 1.0 1.5	2.0 2.5 3.0 3.5 4.0 4.5 5.0 5.5 6.0 6.5
該当する項目を 1つ○で囲むこと。	11月の宿直・日直回数 (回/月) 0回 1 2 3 4 5 6	7 8 9 10~15未満 15~20未満 20比
従たる従事先の件数	件 (今年度12月31日現在で雇用契約等のある全ての従	たる従事先。)

○ 新たに、地域の実情に応じた施策を検討する際に活用することができるよう、勤務施設別(病院及び診療所)の医師偏在指標を参考として都道府県に提示する。

# 地域枠等の設置促進等

- 都道府県は、地域枠に加え、柔軟に運用できる地元出身者枠の恒久定 員内への設置について、積極的に大学と調整を行う。
- 特に医師少数都道府県においては、地元出身者を対象として他都道府 県に所在する大学にも地域枠を設置し、卒前からキャリア形成に関する 支援を行うことで、医師確保を促進する。
- 都道府県は、寄付講座の設置、派遣元医療機関への逸失利益の補填に加えて、その他の既存の施策を組み合わせることで、医師少数区域等の医師確保を推進する。
- 地域の医療関係者、都道府県、市町村等が連携し、地域の実情に応じた子育で支援に取り組む。

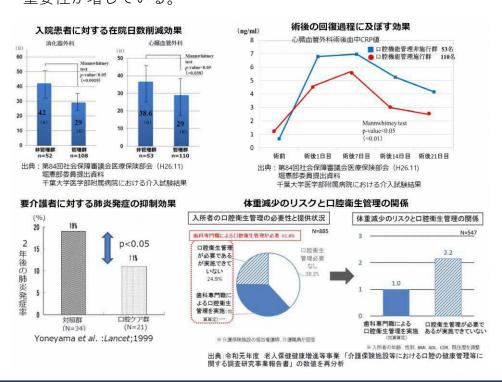
# 概要

# 北海道口腔保健推進協議会で協議

- 地域の歯科医療提供体制の状況や、歯科専門職の配置状況の把握を行った上で、医科歯科連携における歯科の果たす役割を認識し、病院の規模や機能に応じて地域の歯科医療従事者を病院において活用することや、病院と歯科診療所の連携を推進することなど、地域の実情を踏まえた取組を推進する。
- 歯科専門職確保のため、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用する。

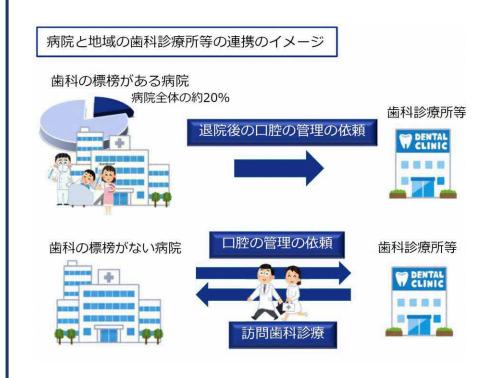
# 医科歯科連携の重要性

○ 歯科医師が入院患者の口腔の管理を行うことによって、在院日数の短縮や肺炎発症の抑制に資することが明らかになる等、口腔と全身の関係について広く知られるようになり、医科歯科連携の重要性が増している。



# 地域の実情に応じた歯科医療体制の確保

○ 地域の実情を踏まえて、病院に歯科専門職を配置することや、 病院と地域の歯科専門職の連携が重要。



# 医療計画作成指針(薬剤師の確保について)

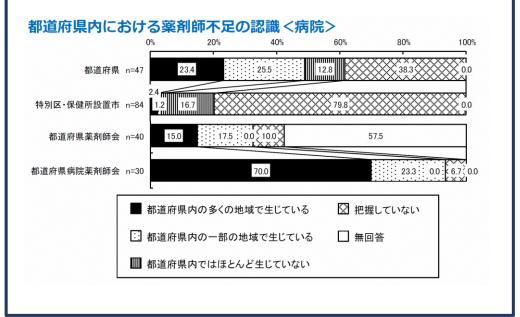
# 北海道薬剤師会等と協議

# 概要

- 薬剤師の確保の記載にあたって、踏まえるべき具体的な観点を明確化。
  - ・ 病院薬剤師では病棟薬剤業務やチーム医療等、薬局薬剤師は在宅医療や高度薬学管理等を中心に業務・役割のさらなる充実が求められており、そのために必要な薬剤師の確保を図るため、病院及び薬局それぞれにおける薬剤師の就業状況を把握する。
  - 地域医療介護総合確保基金を積極的に活用の上、地域の実情に応じた薬剤師確保策(特に病院薬剤師)を講じる。
  - ・ 確保策の検討・実施にあたっては、都道府県(薬務主管課、医務主管課)、都道府県薬剤師会・病院薬剤師会等の関係団体が連携して 取り組む。

# 薬剤師偏在の課題

- 薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在が存在。特に病院薬 剤師の確保は喫緊の課題。
- 都道府県と都道府県薬剤師会・病院薬剤師会の間で、薬剤師不 足の把握状況や認識にギャップ。



# 地域医療介護総合確保基金の活用

#### 事業区分IV

標準事業例「48 地域包括ケアの拠点となる病院・薬局における薬剤師の確保支援」

地域薬剤師会において、求職希望の薬剤師の氏名、勤務希望地域、勤務条件などを登録し、薬剤師の確保が 困難な、地域包括ケア等を担う病院・薬局からの求めに対して、周辺地域に勤務する薬剤師の緊急派遣などの 協議・調整を行うための体制整備を支援する。

事業区分Ⅳに関連する基金の対象して差し支えない経費として以下を明示

薬剤師修学資金貸与事業を行うために必要な経費(都 道府県が認めた薬剤師が不足する地域に所在する医療 機関等を勤務地として、一定期間の勤務を修学資金返 済義務免除要件としているものに限る)

(「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の 取扱いについて」(令和3年2月19日付医政地発0219第1号厚 牛労働省医政局地域医療計画課長通知)

「地域医療介護総合確保基金を活用した薬剤師修学資金貸与事業の取扱いについて」において、具体的な要件及び基本的な考え方を周知。

(令和3年12月24日付厚生労働省医政局地域医療計画課、同省 医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡) 地域における病院薬剤師の安定的な確保を目的として、 都道府県が指定する病院(薬剤師の偏在状況や充足状況 等を踏まえ薬剤師が不足とされている地域・医療機関に 限る)へ期間を定めて薬剤師派遣を行うための経費

(「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る標準事業例の取扱いについて」(令和3年9月28日付医政地発0928第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

# 概要

看護対策小委員会で協議

- 地域の関係者の連携の下、都道府県・二次医療圏ごとの課題を把握し、課題に応じた看護職員確保対策の実施を推進。
- 都道府県において、地域の実情を踏まえつつ、需要が増大する訪問看護に従事する看護職員の確保方策を定める。
- 感染症拡大への迅速・的確な対応等のため、都道府県ごとの就業者数の目標の設定等を通じて、特定行為研修修了者その他の専門性の高 い看護師の養成を推進。

# ○看護職員の需給の状況は都道府県・二次医療圏ごとに差異がある

看護職員総数が<u>不足</u>すると 推計された都道府県

推計された都道府県

(2025年の看護職員需要数が2016年の供給数を上回る)

(2016年の供給数より2025年の看護職員 需要数が少ない)

看護職員総数が充足されると

37都道府県

10都道府県

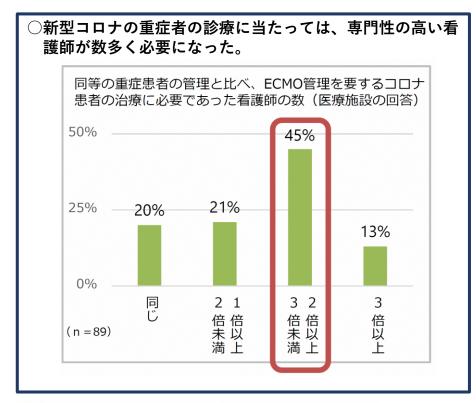
不足傾向は都道府県ごとに異なり、都 市部(首都圏、近畿圏等)で不足傾向 が強い

- ✓ 二次医療圏単位では、総数が不足傾向の圏域もある。
- ✓ 多くの二次医療圏で、訪問看護等 について不足傾向。

## ○訪問看護は需要の増大が大きく、人材確保が困難

	① 2016年	② 2020年	③ 2025年(推計)	③-② 需要増大 <sub>(推計)</sub>
病院+有床診療所+ 精神病床+無床診療所	134.8	136.0	136.5	0.6
訪問看護事業所	4.7	6.8	11.3	4.5
介護保険サービス等	15.0	17.3	18.7	1.5
保健所・市町村・学校養 成所等	11.5	13.4	13.6	0.3

※都道府県ナースセンターにおける領域別の看護職員の求人倍率(2020年度)を 比較すると、訪問看護ステーションの求人倍率が3.26倍で最大



#### 答約.4. 证:

- ・「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会 中間とりまとめ(概要)」(令和元 年(2019年)11月15日)
- ・厚生労働省「医療施設(静態)調査」「衛生行政報告例(隔年報)」「病院報告(従事者票)」に基づく厚生労働省医政局看護課による集計・推計結果
- 票)」に基づく厚生ガ側省医政局看護課による集計・推訂結果 ・日本看護協会「2020年度 ナースセンター登録データに基づく看護職の求職・求人・就職に関
- ・重症新型コロナウイルス感染症診療における診療報酬上の特例措置についての現状調査(令和3年7月 日本集中治療医学会) (調査対象時期:令和2年2月~令和3年6月、調査対象:集中治療医学会評議員の所属施設225施設(回答率50%))

# 医療従事者の確保 [第6章関係]

## 医 師

地域の自治体病院等の医師不足が深刻化していることなどから、地域医療を確保するため、次の取組を効果的に進めていく。

- ●「道全体の医師数の確保」
- ●「地域・診療科間のバランスの取れた医師確保|
- ●「医師不足が顕著な地域・領域への対応」
- ●「総合診療医の養成・活用」

# 歯科医師 歯科衛生士

医科歯科連携の重要性の高まりやかかりつけ歯科医の役割拡大に対応できる歯科医師を確保するため、北海道歯科医師会と連携を図りながら、専門的研修等の取組を推進する。

また、むし歯・歯周病の予防を始め、地域の要介護高齢者、障がい者等の歯科医療及び保健指導に対応できる歯科衛生士を確保するため、 歯科衛生士会等の関係団体と連携を図りながら、資質向上の取組を推進する。

## 薬剤師

北海道薬剤師会が主体となって実施する、未就業薬剤師に対する復職支援事業や薬剤師バンクによる就業あっせん・登録派遣事業を支援する。また、北海道薬剤師会と道内薬科大学(薬学部)で開催する連絡会等を活用するなどして、薬剤師の需給動向を把握しながら、その適正配置が図られるよう努める。

## 看護職員

看護職員の安定的な確保に向けて、これまで取り組んできた「養成」「就業定着」「再就業促進」「人材育成」を一層推進するとともに、 「地域偏在の解消に向けた取組」を推進し、期待される場所で期待される役割を果たす人材の育成を目指す。